別紙

宇都宮市立西原小学校いじめ防止基本方針

（最終改訂　令和6年5月１日）

はじめに

本校では，「いじめはどの児童にもあらゆる場面で起こりうる」，「いじめは決して許されない行為である」との認識の下，いじめの根絶を目指して，いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また，平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け，法第13条※の規定に基づき，児童がこれまで以上に，楽しく，安心して学校生活を送ることができるよう，本校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定した。

この度，平成29年10月に，市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け，本校の基本方針を改訂する。

【参考】

※（法第13条）

学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※【いじめの定義】（「宇都宮市いじめ防止基本方針」より）

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※【いじめの理解】（「宇都宮市いじめ防止基本方針」より）

・ いじめは，どの児童生徒にも，どの学校でも，あらゆる場面で起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

・「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり，多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」と同様に，生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

・ いじめは，加害・被害という二者関係だけでなく，「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が，いじめを促進させてしまったりするなど，いじめには集団の問題という側面があることを十分に理解した上で，望ましい集団づくりに取り組み，集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが大切である。

・ いじめは，授業中や休み時間，登下校中や部活動時など，あらゆる場面で起こりうるものである。とりわけ，人目に付きにくい時間，場所，形で行われることが多いため，日頃より，多くの大人の目で児童生徒を見守る必要がある。

・ いじめが起きる背景は，児童生徒や家庭，学校の問題等さまざまであり，きめ細かな児童生徒理解に

基づき，指導・対応していく必要がある。

・ けんかやふざけ合いであっても，背景にある事情を丁寧に見取りながら，いじめに該当するか否かを判断する。

・ 初期段階のいじめや，ごく短期間で解決したいじめ，教師の指導によらずして児童生徒自らの力で良好な関係を再び築くことができたいじめなども，いじめ事案として認知する。

・ 東日本大震災により被災した児童生徒へのいじめや，性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ，インターネットを通じて行われるいじめなど，いじめの対象や行為の実態が把握しにくく，被害児童生徒への特段の寄り添いや配慮が必要な事案が存在する。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1)基本理念

○ 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。

○ 全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながらこれを放置することがないよう，いじめが許されない行為であること等について，児童が十分に理解できるようにします。

○ いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく，児童の自主的な活動を支援します。

○ 学校，市，家庭，地域その他の関係者との連携の下，いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

○ いじめの早期発見・解消，根絶のため，教職員が児童一人一人にしっかりと向き合い，きめ細かな指導を行えるよう努めます。

○ 自他の人権や生命を大切にするともに，思いやりをもって他者と協力しようとする態度を，全教育活動を通して培い，いじめをしない，許さない児童を育みます。

(2)いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは，何より発生させないことが最も重要であり，発生した場合には，早期に発見し，迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの未然防止

- 教育活動全体を通して，児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに，思いやりや助け合い，規範意識等の心を育て，望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして，いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- 児童が，いじめの問題について正しく理解し，いじめを自分たちの問題として捉え，その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見のための体制を整備する。
- 教職員がいじめの認識を深め，いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- 日常的に教職員が児童一人一人にしっかりと向き合えるようにするとともに，定期的に教育相談等を実施し，児童一人一人の悩みを把握し，きめ細かな指導を行う。

③ いじめの対処

- いじめを把握した場合には，事実確認を正確かつ迅速，組織的に行い，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り，徹底して守り通す。
- いじめを受けた児童の心のケアに配慮し，必要に応じ保護者との相談の上でスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど，きめ細かな対応に努める。
- いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と，いじめを行った児童に対しては，背景等を十分理解した上での毅然とした指導，その保護者への助言等を継続的に行う。
- 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭，地域との連携

- 家庭，地域と密接に連携し，児童を見守り，育む体制の整備に努める。
- 家庭に対し，児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- 地域に対し，児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- 必要な指導を行っているにもかかわらず，十分な効果を上げることが困難な場合には，スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら，警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また，いじめに係る組織を活用し，組織的対応の強化を図る。

⑥ 全教育活動を通した道徳教育の充実

- 全教育活動を通した道徳教育の充実を図り，特に人権や生命を大切にするとともに，思いやりをもって他者と協力する態度を培う。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1)組織的な取組

いじめの問題は，教職員がいじめ問題を抱え込まず，初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから，いじめ等対策委員会を設置する。

教職員はいじめを発見したり相談を受けたりした場合には，速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は，速やかに本組織を開催し，いじめの事実確認等を行う場合には本組織を主体として行う。なお，学校長は必要に応じて構成員を加えるなどし，急を要し開催する場合などには，学校長の裁量により，構成員が揃わなくても開催するなど弾力的な運用を行う。

また，学校だけでは対応が困難な事案に対しては，教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

〔構成員〕校長，副校長，教務主任，児童指導主任，養護教諭，教育相談係，関係学級担任，
関係学年主任，スクールカウンセラー(一条中学校園SC)
その他，事案に応じて関係児童の担任を加えるなど柔軟に対応する。

〔取組内容〕

- いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善

- 校内研修会の企画・立案
- 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- 指導計画の実施状況の把握と改善　　など

②校内研修

- 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

③家庭，地域との連携

- 各種便り，学年・学級懇談会等を通して学校の取組を説明し，協力，連携を求める。
- いじめの防止や相談窓口の紹介等に係る家庭，地域向け資料を配付し，活用を促進する。
- PTA，地域協議会(西原サポーター会議)と連携し，いじめ根絶に向けた家庭，地域への啓発を行う。

④関係機関との連携

- いじめが発生した場合には，宇都宮市教育委員会，中央児童相談所，南警察署等の関係機関と連携して対応する。

(2)いじめの防止等の取組

いじめ防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成に当たっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用しながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者や魅力ある学校づくり地域協議会(西原サポーター会議)等，様々な機会をとらえて，積極的に周知したりする。

① いじめの未然防止

「いじめはどの児童にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア　地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

・地域学校園が連携したあいさつ運動の実施（年4回）
・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（2月）
・児童指導強化連絡会の開催（6月，11月，年2回）
（いじめ根絶に向けた学校園全体の取組の検討や各校の取組に関する情報交換　等）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

・いじめゼロ スローガンと一条地域学校園（中学生）のスローガンの掲示
・いじめゼロ集会の実施（9月）
・いじめのアンケートの実施（教育相談週間とも合わせて，年5回）
・いじめゼロ宣言の全児童作成，掲示（10月）
・いじめに関する道徳科や学級活動などの授業
・生活当番を中心とした校内の見回り強化
・いじめゼロに関する生活目標の設定
・いじめゼロ願いのリボンの着用

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

・規範意識を重点内容項目とした道徳教育年間指導計画の作成と実施
・重点目標を以下の4点として，発達段階に即した道徳科の授業を展開
　自ら考え，正しく判断し，節度ある行動をとる。
　思いやりの心をもち，互いに助け合い，親切にする。
　自他の生命を尊重し，自然環境を大切にする。
　約束や社会のきまりを守り，進んでみんなのために働く。
・学校行事，総合的な学習の時間等において，友達と共に活動することの楽しさや，他者と協力することの大切さを実感として味わえる豊かな体験活動を重視

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

・言葉によるいじめが多くみられ，未然防止を図る必要があることから，道徳科の授業や学級活動などにおいて，児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような，議論などを行う機会や場の設定
・児童会からのいじめゼロの呼びかけ放送（再掲）
・全校児童によるいじめゼロの標語作成・掲示（再掲）
・各学級における係活動やグループ活動等を通した望ましい人間関係づくり
・児童会主催の縦割り班による集会活動等を通した他者を思いやる心の育成

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーの指導をするなど，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
・携帯電話（スマホ）安全教室の実施
・情報教育年間指導計画に「情報モラルに関する必要性，情報に対する責任」を目標の 1 つとして掲げ，それを達成するための指導内容や学習活動を設定。「西原小パソコンのトリセツ」の活用。
・年間指導計画に基づき，総合的な学習の時間等において「情報発信による他人や社会への影響」「情報には誤ったものや危険なものがあること」「ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味」等を，発達段階に即して計画的に指導

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

・いじめのアンケートの実施（奇数月年5回）（再掲）
・いじめアンケートの結果分析はもとより，各学級のQU調査，学習と生活に関するアンケート，学校評価アンケート等をもとに，本校のいじめ防止対策等に関する取組状況の成果と課題を分析し，より効果的な取組に向けた見直しを実施

キ　特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

・性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ，児童個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災児童に対するいじめやコロナウイルス感染に関わる差別やいじめを防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，児童への正しい理解促進のための指導

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに，教職員は児童理解を深め，信頼関係の構築に努める。

ア 児童，保護者への相談窓口等の周知

・児童には，スタンダードダイアリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されて いることを年度始めの配付時に説明
・保護者には，年度始めの学級懇談会等において，学校への相談方法や，スタンダードダイヤリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを説明
・「いじめ相談さわやかテレホン」「テレホン児童相談」「子ども人権110番」「チャイルドラインとちぎ」「栃木いのちの電話」等が掲載されている各機関の発行物を配布

イ スタンダードダイアリーの活用

・スタンダードダイアリー巻末の「うつのみや いじめゼロ宣言」並びに「宮っ子の誓い」を活用した学級での指導
・「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを配付時に説明（再掲）
・日々の活用の中で，児童が発揮しているよさや頑張っている様子などを家庭に連絡

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

・児童への定期的ないじめのアンケートの実施（再掲）や教育相談（年2回）の実施
・配慮を要する児童に関する情報交換タイムを週の打合せ時に行い，全職員の共通理解を図り，全校体制で児童指導にあたる。
・アンケートを教育相談週間に行ったり，記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりする等、実効性の向上

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と，家庭との連携によるネットいじめの早期発見

・インターネットを通じて行われるいじめについては，潜在化が懸念されることから，教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり，家庭との連携を図ったりなどして，早期発見に努める。
・家庭に対して，スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発をする。
・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく，ネットいじめをはじめ，全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを児童に理解させる。
・スマートフォンを持たせる場合は家庭の責任でルール等を作ることを保護者に周知する。その上で，児童が不適切な使い方をしないように学校でも指導していく。
・教育委員会によるネットいじめ等パトロールにより児童の不適切な書き込み等が発見された場合には，家庭と連携して速やかに対応する。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

・いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題，学校でのトラブル等さまざまであり，教職員が個々のいじめ事案の要因や背景，またその対応について理解することが重要であることから，教職員一人一人がいじめへの認識を深め，いじめに対する指導力を高めることができるよう，教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し，校内研修を実施する。
・いじめゼロ強調月間にあわせて校内研修を実施する。
（研修内容）
・いじめの問題の重大性についての認識を高める研修　・いじめの未然防止のための事例研究
・いじめの早期発見，早期対応のための事例研究・ ネットいじめへの対応に関する事例研究 等

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

・保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や，いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は，事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し，事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを，いじめ等対策委員会を経て，積極的かつ丁寧に調査し，組織的かつ総合的に判断する。
・認知したいじめについて，加害・被害両児童の保護者へ連絡し，今後の対応や方向性等についての連携を図る。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり，事実確認を正確かつ迅速，組織的に行い，被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，徹底して守り通すとともに，加害児童に対しては，「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には，以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係児童から事情を聴くなどして，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員の対応状況など，可能な限り，客観的な事実関係の把握に努めるとともに，情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と，いじめを知らせてきた児童の安全確保，いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については，以下のとおり

・いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態，かつ，被害児童が心身の苦痛を感じていないと，本人及びその保護者に面接等により確認した状態
なお，被害の重大性から，解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には，いじめ等対策委員会にて，より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて，いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し，教職員が個々のいじめ事案の要因や背景，またその対応を理解する。特に，児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて，教職員間の共通理解や保護者等と連携を図る。

オ 必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し，市，関係機関等との連携を図る。

④家庭，地域及び関係機関等との連携

ア　PTAとの連携，家庭への啓発

・学級懇談，個人懇談等の機会を活用して積極的にいじめに関する情報の提供を呼びかけ連携を図る。
・学校だよりや学校ホームページなどを活用していじめに関する学校の取組を積極的に発信する。

イ　地域との連携

・いじめの疑いがある場合，学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。
・青少年育成関係団体の会議や地域協議会(にしはらサポーター会議)の場を活用して，登下校時や放課後，休日等における児童の状況についての情報提供を依頼する。
・月に一度の地域合同会議などの際に情報提供を依頼する。

ウ　関係機関等との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合，警察への相談・通報をする。

3　重大事態への対処

(ア)いじめにより児童の生命，心身，又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき，もしくは，(イ)いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安），学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは，いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速，組織的に行うとともに，直ちに市教育委員会に報告する。また，市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに，必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

【参考】

(ア)の例

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　等

(イ)の期間について

・年間 30 日を目安にするが，児童が一定期間連続して欠席しているような場合には当該目安にかかわらず，迅速に調査に着手することが必要である。

4　取組の充実に向けて

- 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより，保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど，PDCAサイクルを踏まえて，取組内容や取組方法を改善する。